

通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション利用までに必要な書類

- 介護保険証、介護保険負担割合証（担当者会議で当方がスキャンさせていただきます）
- 診療情報提供書
主治医から管理医に向けた書類で、利用者様の診察、リスク管理などに用います。主治医が平病院の場合でも必要です。所定の書式がありますが（ホームページよりダウンロード可能）、主治医の医療機関の書式でも構いません。利用者様、ケアマネージャーの方で主治医へ依頼してください。ただし、利用者様負担が発生する場合がありますのでご注意ください。
訪問リハビリテーションの場合、3か月毎に診療情報提供書の提出が必要ですので、2回目以降は当方で手続き致します。（初回のみ手続きをお願いします。）
- 利用者基本情報（ケアマネージャーの方をお願いしています）
- 契約書、重要事項説明書、個人情報同意書（全て担当者会議時に当方が準備致します）